

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年6月3日 08時40分ごろ
発生場所	愛知県三河港西方沖 橋田鼻灯台から真方位160° 3.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 42.3′ 東経137° 11.8′）
事故の概要	漁船黒真丸は、北進中、錨泊中の貨物船紫隆丸に衝突した。
事故調査の経過	令和6年6月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 紫隆丸、5,137トン 133891、JFE物流株式会社、小池汽船株式会社（船舶 管理人、A社） B 漁船 黒真丸、5.8トン AC2-5105（漁船登録番号）、個人所有 第240-61890号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級（航海）（旧就業範囲） B 船長B、二級小型・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船尾部外板に擦過傷 B 船首部に圧損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、鋼製コイル約2,087tを 三河港で荷揚げする目的で、三河港西方沖で船首を北方に向けて黒色 球形形象物を掲げ錨泊していた。 船長Aは、A社担当者から携帯電話に着信があり、電波の状態が悪 かったので船橋を離れ、右舷側で船尾方を見たとき、漂泊中のB船で 手を振っている船長Bを認め、衝突した事実を船長Bから聞き、船尾 部を点検して船尾部外板に擦過傷を認め、本事故の発生を知った。 船長Aは、船長Bが海上保安庁に通報することを聞いて、本事故の 発生をA社担当者に連絡した後、自力で航行して三河港の岸壁に着け た。 船長Aは、本事故時、船橋当直に当たり、書類の整理作業を行って いたが、衝突による音や振動などを感じておらず、上甲板船首側で整 備作業を行っていたA船の乗組員もB船が衝突したことに気付いてい なかった。

	<p>A船の船橋は、船体中央部にあり、本事故時、両舷の扉が閉められていた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、愛知県蒲郡市形原^{かたはら}漁港を出港し、同県渥美半島北岸沖で底引き網の操業を終え、帰航中、底引き網に付着した汚れを航行中の波で洗い流すよう、同網を左舷の縁に掛け、約6～7ノットの対地速力で自動操舵により北進していた。</p> <p>船長Bは、漁場を出発した際、右舷船首方に錨泊中のA船を認めたが、A船以外に航行の支障となる他船を見掛けなかったため、自動操舵により形原漁港に向かう針路を設定し、A船の左舷側を通過するものと思い、汚れが気になっていた操舵室後方の後部甲板に移動した。</p> <p>船長Bは、ポンプを起動して海水で後部甲板を洗い流し始め、船首方を見たとき、A船の左舷側を通過する針路で航行しているように見えたので、船尾方を向いた体勢で後部甲板の洗浄を続けていたところ、B船の船首部がA船の船尾部に衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃により操舵室後壁にある舵輪で体を打ち、背中の打撲を負って甲板上に倒れたが、すぐに同室に移動して主機を中立とした。</p> <p>船長Bは、しばらくしてA船の船橋から出てきた船長Aに衝突したことを伝え、海上保安庁に通報し、所属の漁業協同組合に本事故の発生を連絡した後、自力で航行して形原漁港に戻った。</p> <p>船長Bは、本事故当時、左舷船首方からやや強い風を受け、右方に圧流されたと本事故後に思った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、三河湾西方沖において錨泊中、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、三河湾西方沖を北進中、船長Bが、自動操舵により形原漁港に向ける針路でA船の左舷方を通過するものと思い、船尾方を向いて後部甲板の洗浄作業を行い、見張りを行っていなかったことから、北西風により圧流されてA船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、後部甲板を洗い流す作業を始め、船首方を見たとき、A船の左舷側を通過する針路で航行しているように見えたことから、同作業に意識を向けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、三河湾西方沖において、A船が錨泊中、B船が北進中、船長Bが、自動操舵により形原漁港に向ける針路でA船の左舷方を通過するものと思い、船尾方を向いて後部甲板の洗浄作業を行い、見張りを行っていなかったため、北西風により圧流されてA船に接近していることに気付かず、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

・ 小型船の船長は、航行中に甲板上での作業等を優先せず、常に周囲の状況を確認するなどの適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

